

国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会 規約

(名称)

第1条 本会は、国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国道153号の高森町下市田から飯島町本郷までの、改良整備促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業促進に関する活動及び調査研究
- (2) 関係機関及び会員相互の連絡調整
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、高森町、松川町、中川村、飯島町（以下「構成町村」という）の本会事業達成に関係する者をもって委員とする。なお委員構成については別表第1に掲げる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、総会において選出する。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 理 事 若干名
- 監 事 2名

- 2 会長及び副会長は、構成町村から互選する。
- 3 役員の内任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 役員の内任務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会務を運営する。
- (4) 監事は、会計を監査し総会に報告する。

(顧問及び参与)

第7条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

(幹事)

第8条 本会に幹事を置き、会長が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 3 本会の幹事は、構成町村の関係課長をもって充てる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び幹事会とし、会長が必要に応じて召集する。

(会計)

第10条 本会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 負担金は、別表第2に掲げる負担割合により構成町村が負担するものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 事務局は、会長の属する町村に置く。

附 則

この規約は、令和元年7月10日会議の承認の日より施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月22日会議の承認の日より施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月10日会議の承認の日より施行する。

別表第 1

国道 1 5 3 号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会委員名簿

| 職 名 (所属) |
|----------------|
| 高森町長 |
| 松川町長 |
| 中川村長 |
| 飯島町長 |
| 高森町議会議長 |
| 松川町議会議長 |
| 中川村議会議長 |
| 飯島町議会議長 |
| 高森町議会副議長 |
| 松川町議会副議長 |
| 中川村議会副議長 |
| 飯島町議会副議長 |
| 高森町議会産業建設委員長 |
| 松川町議会総務産業建設委員長 |
| 中川村議会総務経済委員長 |
| 飯島町議会総務産業委員長 |
| 高森町農業委員会会長 |
| 松川町農業委員会会長 |
| 中川村農業委員会会長 |
| 飯島町農業委員会会長 |
| 高森町商工会長 |
| 松川町商工会長 |
| 中川村商工会長 |
| 飯島町商工会長 |

別表第 2

負担割合

| | |
|-------|-------|
| 均等割 | 人口割 |
| 5 0 % | 5 0 % |